協議事項(2) 豊前市立学校の新しい校章について

豊前市に新設する新しい中学校・義務教育学校・小学校2校の校章を作成するにあたり 具体的な作成方法等を決める。

〇作成の流れ



1. 校章の作成方法について

164 11 1747 # 1657				
		メリット	デメリット	
公	①応募資格:市内中学生 豊前市内の中学校に在学す る生徒	・子ども達の思いが詰まった 作品が期待できる	・中学生以外で応募したい 方が応募できない ・商標権等の調査が必要	
募	②応募資格:協議事項2	・広く募集でき、また優秀な 作品やアイデアから作成す ることが出来ることが期待 できる	・本市の意向に沿った応募があるか不明・募集から選考までに時間がかかる	
委託	③業者委託	・専門性のある作品が期待でき、補正等は不要	・委託費が必要(他の方法の 謝礼に比べ高額)	

2. 募集要項について

- (1) 応募資格について
 - ア. どなたでも応募可能
 - イ. 市内在住者の方
 - ウ. 市内の小・中学校に在学する児童・生徒・教職員
 - エ. 市内の職場に勤務する者
 - オ. 市出身者で市外に在住する者

(2) 謝礼について

- ・案1 採用作品 1点 謝礼なし(感謝状
- ·案2 採用作品 1点 O万円(10 万以内)
- ・案3 最優秀作品 1点 5万円 優秀作品 5点以内 1万円相当の豊前市特産品

(3) その他募集事項について

3. 選定方法等について

(1)選定方法について

事務局

- ・応募作品を整理し部会委員へ提示
 - ・応募デザイン一覧、選定用紙、委任状を部会委員へ送付

総務部会

- ・事前投票:1人3点を選定し総務部会へ出席(最大42案)
 - ・事務局より提示された一覧から3点を選定し、選定用紙を事務局へ返送
 - ・部会(1次投票)を欠席する場合は、選定用紙と共に委任状を提出
- ・1 次投票:事前選定された42案から、1人2票を投票し上位10案を選定
- ・2次投票:1次投票で選定された10案から、1人1票を投票し最終選定

得票数により、採用作品等を決定

(得票数が同数となった場合は、同数の作品で再投票)

協議会(全体会)

- ・選定作品が手書き作品の場合、協議会提案に向けて補正(業者委託)
- ・協議事項として部会案の承認を得る
- ・教育委員会に報告

(2)その他

- ・採用作品以外の作品は公表しない
- ・得票数等の選考過程は公表しない
- ・入選作品は本人了解のもと氏名を公表する

募集要項(案)

F未女供(<i>宋)</i>			
募集事項	内 容		
1. 学校名称	・豊前北小学校		
	・豊前中央小学校		
	・豊前中学校		
	· 豊前蔵春学園 (義務教育学校)		
2. 応募期間	・2か月程度		
	・広報紙での周知は9月号掲載予定のため1ヶ月		
3. 応募資格(募集対象)	·協議事項 2(1)		
	・個人に限る		
	・未成年は保護者の承諾が必要		
4. 応募方法	・応募箱投函、持参、郵送、電子メール(FAX 不可)		
5. 謝礼	·協議事項 2(2)		
6. 応募基準	・自作(他の著作権に抵触しない)かつ未発表のものとする		
	*著作権などについて、第三者から異議申し立て・苦情等があった		
	場合は、費用負担を含め応募者が対応する		
	・カラー、単色は問わない		
	・カラーの場合は分かりやすく指定する		
	・モノクロでの使用を考慮する		
	・グラデーションは不可		
	・応募点数は一人につき各校1点		
7. 選考方法など	・協議事項3		
	・入選作品の応募者のみ連絡する		
8. その他	・採用後も募集要項違反が認められた場合は採用を取り消すことも		
	あり、違反作品による損害は応募者が対応する		
	・応募に要する経費は、応募者の負担		
	・応募作品は返却しない		
	・選定した校章デザインの著作権等一切の権利は豊前市教育委員会		
	に帰属する		
	・入選者は一部補作・修正等を事務局に認めることとする		
■応募用紙への記載	・校章デザインの説明		
	▶校章デザインの説明や込めた思いを記入		
	・応募者情報		
	▶住所、氏名、生年月日、連絡先		
	▶入選作品の応募者は本人了解のもと本市HP等にて公表		
	▶採用作品以外は公表しない		
■周知方法	・市報、市HP、協議会だより、公式LINE、ポスターにより周知する		
	・学校が夏休みになるため、学校への周知方法は今後検討する		